

議案第108号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年12月20日

三朝町長 安田 真一郎

平成7年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第6条の2中「次に掲げる職員に」を「次の各号のいずれかに該当する職員に対して」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（管理者が指定するものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第14条の次に次の1条を加える。

（管理職員特別勤務手当）

第14条の2 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員が臨時又は緊

急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は国民の祝日に関する法律に規定する休日若しくは年末年始等で別に定める日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。